

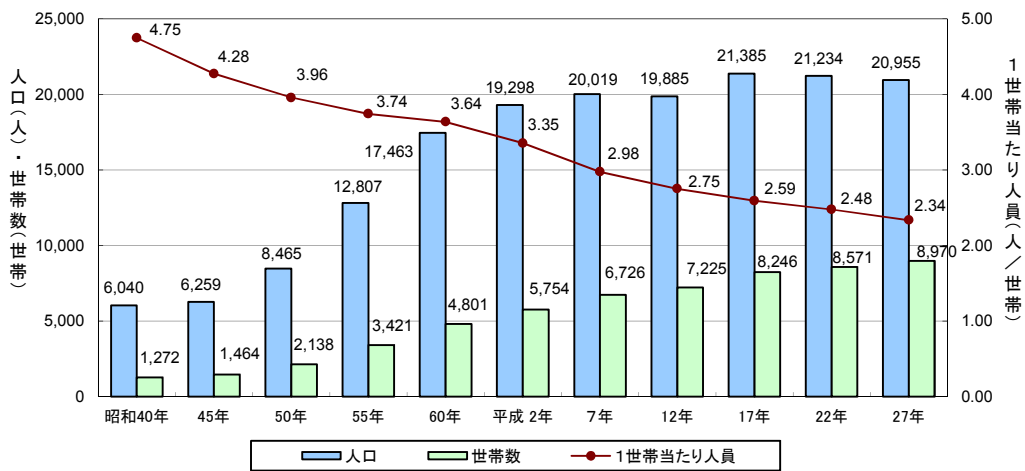
導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

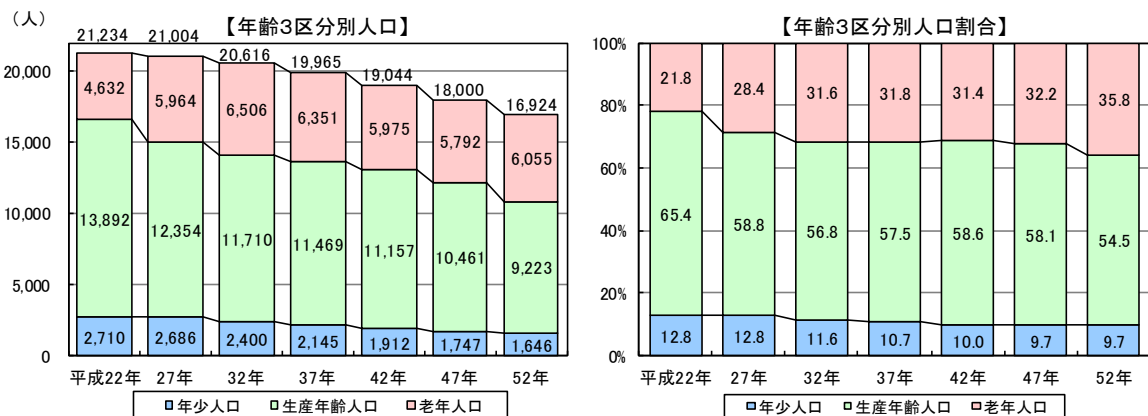
1) 人口構造

本町の人口は、これまで段階的な住宅団地の開発により増加基調で推移してきたが、平成 17 年頃をピークに、以降は緩やかな減少傾向に転じている。



※図 人口・世帯数の推移 (資料：国勢調査)

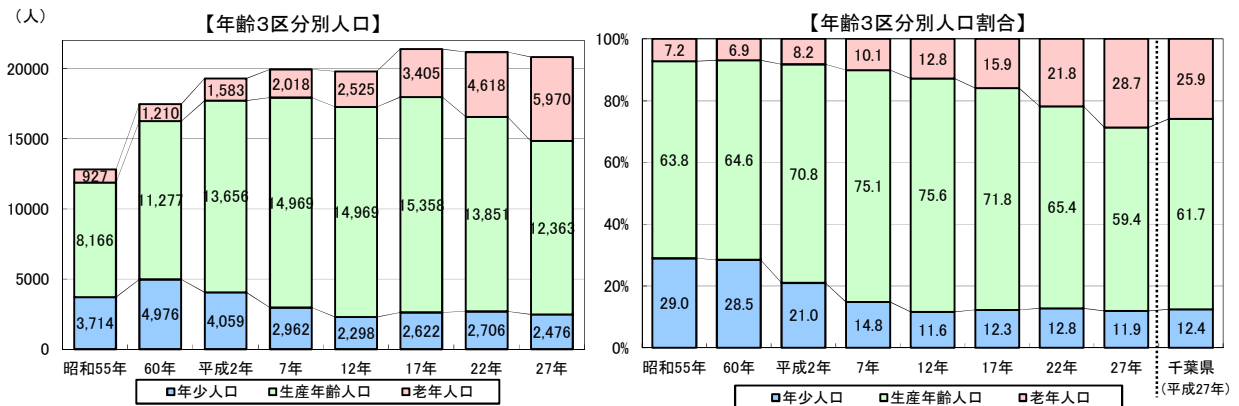
平成 22 年国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所が推計した 2040 年(平成 52 年)時点の将来人口は 16,924 人と見込まれている。また、酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、2060 年(平成 72 年)時点の将来目標人口を 17,000 人としている。将来的・長期的には平成 27 年 10 月 1 日現在の人口である 20,955 人から 20%弱の減少を見込んでいる。



※図 年齢3区分別人口の予測 (資料：国立社会保障・人口問題研究所)

(平成 22 年の年齢不詳人口は年齢別構成比により配分、平成 27 年以降は予測値)

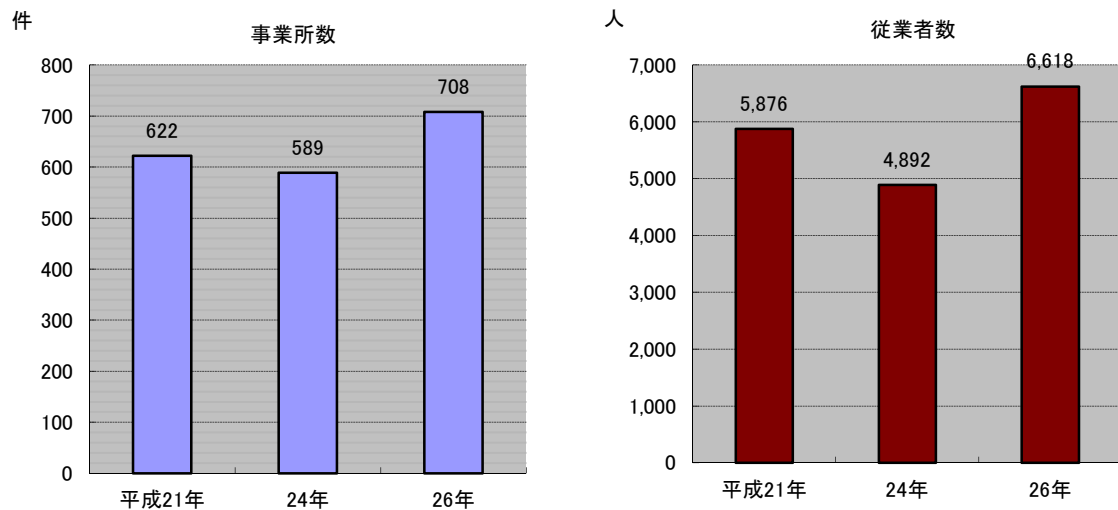
本町の高齢化率は平成27年時点で28.7%、平成30年1月1日現在では30.7%に達しており、今後も上昇することが見込まれている。



※図 年齢3区分別人口（年齢不詳を含めない）の推移（資料：国勢調査）

2) 産業構造

本町の産業は、事業所総数708事業所、従業者数6,618人で構成される。平成11年以降、事業所数、従業者数ともに漸減傾向であったが、平成25年に大規模商業施設が開業したこと等に伴い、第3次産業においては増加傾向に転じている。



※図・表 事業所数、従業者数の推移
（資料：経済センサス基礎調査、経済センサス活動調査）

産業分類	年	事業所数			従業者数		
		21	24	26	21	24	26
総数		622	589	708	5,876	4,892	6,618
A ~ B 農林漁業		3	3	4	60	54	31
C 鉱業		-	-	-	-	-	-
D 建設業		61	61	56	334	355	304
E 製造業		29	30	29	1,457	374	1,033
F 電気・ガス・水道業		1	-	1	12	-	9
G 情報通信業		5	5	3	24	150	132
H 運輸業		18	17	17	324	290	354
I 卸売・小売業		161	148	233	1,444	1,315	2,240
J 金融・保険業		8	10	9	112	125	109
K 不動産業、物品賃貸業		47	46	47	82	78	88
L 学術研究、専門・技術サービス業		18	14	23	47	25	59
M 宿泊業、飲食サービス業		83	74	85	508	1,033	692
N 生活関連サービス業、娯楽業		68	73	74	241	227	198
O 教育・学習支援業		27	18	26	356	184	316
P 医療・福祉		46	44	49	467	432	585
Q 複合サービス業		3	2	3	26	17	23
R サービス業 (他に分類されないもの)		39	44	44	207	233	280
S 公務		5	-	5	175	-	165

※図・表 事業所数、従業者数の推移

(資料：経済センサス基礎調査、経済センサス活動調査)

商業では、年間商品販売総額は264億7,200万円（平成26年商業統計調査）であった。平成11年以降、各種商業の規模は縮小が続いていたが、平成25年の大規模商業施設開業により、金額構成に大きな変動が生じている。

産業中分類	年				
	11	14	16	19	26
総額	3,766,671	2,601,915	2,160,719	2,819,500	2,647,200
卸売業	718,419	316,138	124,071	399,700	200,369
各種商品小売業	—	X	—	X	—
織物衣服身のまわり品小売業	51,054	X	X	36,900	598,898
飲食料品小売業	657,288	X	X	603,900	890,759
自動車・自転車小売業	449,741	311,474	380,163	285,300	293,151
家具・建具・じゅうき小売業	X	X	X	1,954	38,077
その他の小売業	X	X	X	X	622,792
飲食店	…	…	…	…	…
無店舗小売業	…	…	…	…	3,180

※表 年間商品販売額の推移
(資料：商業統計調査)

工業では、年間製造品出荷額等の合計は、118億8,133万円（平成26年工業統計調査）であった。工業の推移は、平成20年をピークに出荷額、事業所数ともに減少傾向が続いている。

年	事業所数	従業員数(人)	製造品出荷額等(万円)
15	21	872	1,083,587
16	21	928	1,141,727
17	20	895	1,289,020
18	18	865	1,442,205
19	20	887	1,590,053
20	19	985	1,618,218
21	18	1,003	1,365,017
22	16	1,191	1,578,622
23	18	1,076	1,030,695
24	18	1,047	1,385,814
25	15	309	986,126
26	15	289	1,188,133

※表 工業の推移
(資料：工業統計調査)

域内生産額、付加価値額、雇用者所得および移輸出収支の分析については、地域経済分析システム『RESAS（2013年時点）』を活用し分析を行った。

第三次産業が全ての局面で全国平均を上回っており、特に小売業では総生産額や付加価値の獲得、地域雇用の確保、地域経済への流入資金の獲得などで上位を占めており、地域の基幹産業となっている。また、第二次産業では鉄鋼の生産総額が一位となり、修正特化係数も極めて高いものとなっている。

本町の産業の構成割合をみると、ほぼ全分野とも全国平均と大きなかい離はなく、多様な産業がバランスよく配置されている。

地域経済分析システム『RESAS』を活用した生産面の分析

		生産額	付加価値額	雇用者所得
総額		696億円	370億円	211億円
県内順位		43/54	42/54	42/54
構成割合	一次産業	1.7%(12億円)	1.8%(6億円)	0.4%(1億円)
	二次産業	34.8%(242億円)	20.6%(76億円)	23.7%(50億円)
	三次産業	63.5%(442億円)	77.7%(287億円)	75.9%(160億円)
傾向(対全国平均比)	一次産業	以上(全国:1.3%)	以上(全国:1.2%)	以下(全国:0.6%)
	二次産業	以下(全国:38.7%)	以下(全国:24.6%)	以下(全国:27.4%)
	三次産業	以上(全国:60.0%)	以上(全国:74.2%)	以上(全国:72.0%)
業種別順位	一位	鉄鋼 88億円	小売業 53億円	小売業 39億円
	二位	小売業 77億円	情報通信業 37億円	公共サービス 30億円
	三位	建設業 69億円	住宅賃貸業 36億円	建設業 26億円
二次産業の内訳	一位	鉄鋼 36%	建設業 42%	建設業 52%
	二位	建設業 28%	食料品 30%	食料品 28%
	三位	食料品 26%	鉄鋼 18%	鉄鋼 10%
三次産業の内訳	一位	小売業 18%	小売業 18%	小売業 24%
	二位	情報通信業 16%	情報通信業 13%	公共サービス 19%
	三位	対個人サービス 15%	住宅賃貸業 13%	対個人サービス 14.20%
一人当たり		1,214万円	645万円	369万円
県内順位		22/54	27/54	33/54
産業別	一次産業	508万円	284万円	39万円
	二次産業	2,541万円	1,075万円	525万円
	三次産業	972万円	727万円	352万円
業種別一人当たり順位	一位	鉄鋼 296百万円	住宅賃貸業 96百万円	水道・廃棄物処理 21百万円
	二位	住宅賃貸業 115百万円	鉄鋼 47百万円	鉄鋼 16百万円
	三位	水道・廃棄物処理 43百万円	水道・廃棄物処理 31百万円	輸送用機械 11百万円
修正特化係数(総額)	一次産業	1.09	1.15	0.27
	二次産業	0.88	0.52	0.6
	三次産業	1.08	1.32	1.29
修正特化係数(業種別)	一位	鉄鋼 4.58	小売業 2.98	小売業 3.85
	二位	小売業 2.31	運輸業 1.86	水道・廃棄物処理 2.08
	三位	食料品 1.99	情報通信業 1.84	運輸業 1.95

		移輸出収支
総額		▲228億円
県内順位		15/54
構成割合	一次産業	0.9%(▲2億円)
	二次産業	36.8%(▲84億円)
	三次産業	62.3%(▲142億円)
移輸入超過業種	一位	鉄鋼 17億円
	二位	小売業 17億円
	三位	情報通信業 12億円
移輸出超過業種	一位	卸売業 ▲44億円
	二位	公共サービス ▲39億円
	三位	住宅賃貸業 ▲31億円

(酒々井町経済環境課)

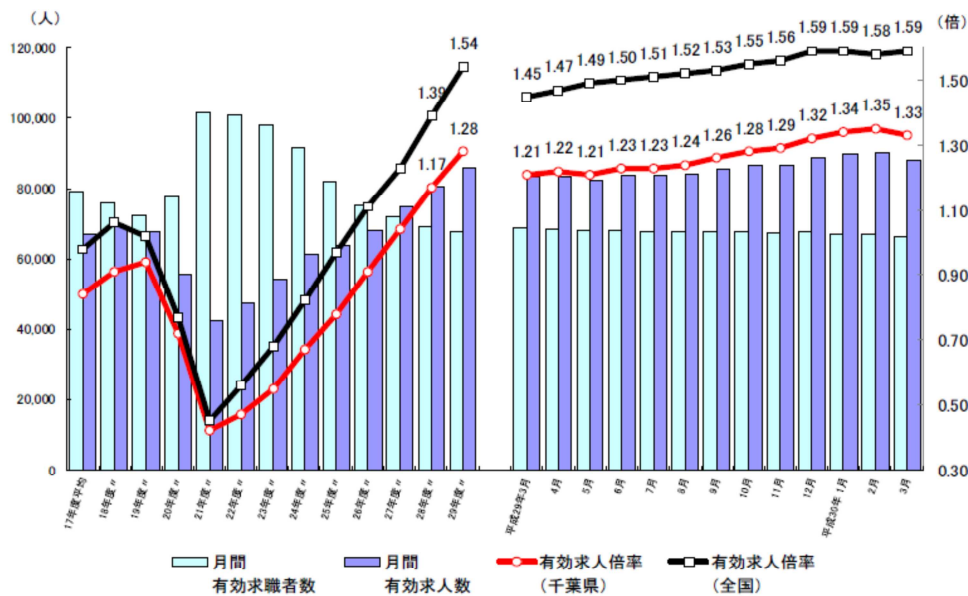
3) 中小企業者の実態

本町では、平成29年10月1日から、酒々井町産業振興基本条例を施行し、この条例に基づき、酒々井町産業振興推進会議を設置、開催したところである。

平成30年3月に開催した第一回会議では、農業、商業、工業、観光など様々な分野の委員の他、各種支援団体等から、各分野における現状と課題について発言があった。中小企業者においては、人手不足により受注ができないケースがある、事業所の業務拡大のための人材確保が難しい、など、特に第二次産業において人手不足が顕著となっており、生産能力向上における大きな課題となっている。

また、本町の中心市街地に立地し、比較的古くから存在する飲食店や小売店をはじめとした小規模事業者では、平成25年に町の郊外部に開業した大規模商業施設により大幅に増加した交流人口を誘客につなげられず、依然として収益が伸び悩んでいる。

有効求人倍率、求人・求職の推移



(注) 月別の数値は季節調整値である。なお、平成29年12月以前の数値は、平成30年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

第8表 職業別有効求人、有効求職、有効求人倍率の状況(常用(パートを含む))(原数値)

職業別	月間有効求人人数			月間有効求職者数			月間有効求人倍率			
	29年3月	30年3月	前年同月比	29年3月	30年3月	前年同月比	29年3月	30年3月	前年同月比	ポイント
合計	78,077	82,577	5.8	69,399	66,719	▲ 3.9	1.13	1.24	0.11	ポ
A 管理的職業	357	347	▲ 2.8	312	370	▲ 18.6	1.14	0.94	▲ 0.20	ポ
B 専門的・技術的職業	15,619	16,841	7.8	8,814	8,482	▲ 3.8	1.77	1.99	0.22	ポ
C 事務的職業	7,632	7,749	1.5	23,550	22,790	▲ 3.2	0.32	0.34	0.02	ポ
D 販売の職業	6,742	6,932	2.8	6,370	5,599	▲ 12.1	1.06	1.24	0.18	ポ
E サービスの職業	18,721	20,049	7.1	7,155	6,626	▲ 7.4	2.62	3.03	0.41	ポ
F 保安の職業	5,394	4,990	▲ 7.5	595	583	▲ 2.0	9.07	8.56	▲ 0.51	ポ
G 農林漁業の職業	457	498	9.0	433	418	▲ 3.5	1.06	1.19	0.13	ポ
H 生産工程の職業	6,593	7,048	6.9	4,045	3,629	▲ 10.3	1.63	1.94	0.31	ポ
I 輸送・機械運転の職業	4,880	5,091	4.3	2,906	2,578	▲ 11.3	1.68	1.97	0.29	ポ
J 建設・採掘の職業	4,247	4,877	14.8	857	791	▲ 7.7	4.96	6.17	1.21	ポ
K 運搬・清掃・包装等の職業	7,435	8,155	9.7	10,427	10,785	3.4	0.71	0.76	0.05	ポ

(注)1. 職業別常用求人・求職状況報告(月報)により主な職業のみを記載したため、職業の和と合計は一致しない。

(注)2. 月間有効求人倍率欄の前年同月比は、前年同月との増減をポイントで表示している。

第9表 公共職業安定所別求職・求人・紹介・就職・充足・求人倍率

(平成30年3月内容)

		① 一般(新規学卒者を除きパートタイムを含む)							② 求人倍率		③ ①のうちパート			
		新規求職	有効求職	新規求人	有効求人	紹介件数	就職件数	充足数	新規	有効	新規求職	有効求職	新規求人	有効求人
千葉県計	原数値	14,678	66,805	30,511	92,718	25,956	4,958	4,076	(2.30)	(1.46)	5,080	23,031	12,592	39,546
	前年同月比	▲ 5.8	▲ 3.8	0.4	5.6	▲ 13.2	▲ 13.6	▲ 15.2	0.13%	0.13%	▲ 1.7	▲ 0.5	▲ 6.1	6.7
季調値	計	14,061	66,295	30,048	88,269				(2.20)	(1.35)				
	前月比	▲ 3.4	▲ 0.7	▲ 6.0	▲ 2.3				▲ 0.06%	▲ 0.02%				
市内別	千葉	▲ 5.0	▲ 1.0	▲ 0.8	2.5				(4.19)	(2.38)	2.7	3.9	▲ 16.8	▲ 0.2
	市川	1,987	10,198	7,928	23,207	4,216	769	955	3.99	2.28	712	3,489	3,170	9,960
	銚子	0.3	0.2	4.1	13.5				(2.19)	(1.14)	16.6	5.3	▲ 3.5	9.2
	館山	1,050	5,880	2,386	6,774	2,097	356	270	2.27	1.15	344	1,768	1,079	2,938
	木更津	▲ 14.4	▲ 10.4	17.7	12.8				(1.78)	(1.15)	▲ 14.6	▲ 10.1	10.4	11.9
	佐原	439	1,983	719	2,328	707	236	165	1.64	1.17	164	767	298	994
	茂原	▲ 12.7	▲ 9.4	7.2	1.8				(2.87)	(2.20)	▲ 6.4	▲ 9.8	8.5	3.3
	成田	363	1,352	1,104	2,942	517	202	182	3.04	2.18	146	534	573	1,549
	松戸	▲ 10.8	▲ 8.2	▲ 13.8	11.2				(2.66)	(1.89)	▲ 3.2	▲ 6.1	▲ 25.4	16.4
	船橋	901	3,830	2,230	7,010	1,354	325	271	2.48	1.83	298	1,327	596	2,092
	成田	▲ 4.3	▲ 10.1	22.3	▲ 7.3				(1.75)	(1.18)	0.9	▲ 12.3	57.0	0.5
	千葉南	314	1,172	439	1,324	424	162	110	1.40	1.13	109	420	223	575
	成田	▲ 15.8	▲ 7.9	▲ 3.5	10.6				(1.49)	(1.05)	▲ 25.2	▲ 1.7	▲ 11.2	4.7
	成田	549	2,306	746	2,381	874	214	140	1.36	1.03	166	817	340	1,034
成田	28.1	▲ 2.6	43.8	3.1				(1.50)	(1.02)	62.5	0.0	39.2	4.2	
成田	146	673	256	699	252	80	42	1.75	1.04	52	245	135	320	
成田	▲ 4.0	▲ 1.5	2.3	7.8				(1.92)	(1.22)	▲ 3.5	3.0	▲ 1.6	20.5	
成田	3,109	14,154	4,748	15,130	5,994	1,039	692	1.53	1.07	1,041	4,711	2,322	7,964	
成田	6.8	▲ 6.5	▲ 3.4	▲ 3.5				(1.84)	(1.15)	2.0	▲ 9.6	10.2	1.2	
成田	473	1,838	623	1,956	752	144	97	1.32	1.06	153	641	281	853	
成田	▲ 7.8	▲ 4.4	1.8	4.9				(1.90)	(1.19)	▲ 7.2	▲ 3.2	1.7	3.4	
成田	2,606	11,791	4,732	13,947	4,448	737	490	1.82	1.18	905	4,135	1,992	5,892	
成田	▲ 4.5	▲ 4.0	8.4	7.4				(2.47)	(1.62)	▲ 7.2	▲ 0.8	0.8	5.2	
成田	1,080	4,957	2,353	7,644	1,780	310	337	2.18	1.54	388	1,835	919	3,081	
成田	▲ 6.3	▲ 6.0	▲ 8.2	2.6				(1.65)	(1.16)	11.5	1.6	▲ 15.2	2.0	
成田	1,661	6,671	2,247	7,376	2,541	384	325	1.35	1.11	602	2,342	664	2,294	

注① 所別欄()は、出張所で外数である。 注② 所別の上段は、前年同月比である。(%) 注③ 求人倍率欄()は、前月の求人倍率である。

※参考 千葉労働局「最近の雇用失業情勢」平成30年4月27日発表

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、本町所在企業の生産性向上を図ることを目指す。

これを実現させるため、先端設備等導入計画の年間5件程度の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町の産業は多様な産業で構成され、中小及び小規模企業が大部分を占めている。これらの業種は多岐にわたり、町内各地域に点在している。本計画では、町内全域での中小企業者による幅広い取り組みを促すため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備

等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当町の産業は多様な産業で構成され、中小及び小規模企業が大部分を占めている。これらの業種は多岐にわたり、町内各地域に点在している。本計画では、町内全域での中小企業者による幅広い取り組みを促すため、対象区域は、当町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当町の産業は多様な産業で構成され、中小及び小規模企業が大部分を占めている。これらの業種は多岐にわたり、町内各地域に点在している。本計画では、町内全域での中小企業者による幅広い取り組みを促すため、対象業種および事業は、全業種・全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国による計画同意日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間、または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・雇用への配慮のため、人員削減を目的とした取り組みについては計画認定の対象としないものとする。
- ・設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価にあたり不利が生じないように配慮するため、労働生産性の計算に当たっては設備導入に伴う増加人員分を計算の根拠に加算しないものとする。
- ・以下に掲げる事業者については、先端設備等導入計画を提出することができない。
 - (1) 法令等による許可等が必要な業務を行う者であって、当該許可を有していない者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項第2号および第3号に該当する者

- (3) 法人税（個人にあつては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者
- (4) 千葉県内に本店または営業所等を有する者にあつては、すべての千葉県税を完納していない者
- (5) 酒々井町内に本店または営業所等を有する者にあつては、酒々井町税（個人にあつては酒々井町税および県民税）を完納していない者
- (6) 健康保険法第48条、厚生年金法第27条、及び雇用保険法第7条の規定による届出を行っていない者（いずれの届出についても、届け出義務がない場合を除く）